

年管発 0911 第 1 号
令和 7 年 9 月 11 日

公益財団法人 マンション管理センター 理事長 殿

厚生労働省大臣官房年金管理審議官
(公印省略)

令和 7 年公的年金加入状況等調査へのご協力について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省では、令和 7 年公的年金加入状況等調査を 10 月 27 日から 11 月 14 日までの間実施いたします。

公的年金加入状況等調査は、3 年に 1 度実施しており、統計法に基づき、総務省から国の統計調査としての承認を受けて行うものです。

本調査は、国民年金法に基づき、事務の一部を日本年金機構に委託することとしており、日本年金機構が契約した調査員が、10 月 27 日から 11 月 14 日までの間に調査世帯を訪問して行います。

調査員は、日本年金機構が調査に適任と判断して契約した者であり、調査の内容を他に漏らすことは統計法により厳しく禁じられております。なお、世帯を訪問する際には、日本年金機構が発行した調査員証を提示いたします。

近年、プライバシー意識の高まりとともに、調査員の集合住宅への立入りが困難な場合が生じておりますことから、調査の円滑な実施を図るため、国民の皆様のご理解はもとより、関係各方面のご協力が不可欠となります。

つきましては、集合住宅への調査員の立入りに際し、ご理解、ご協力を賜りたく、別紙の内容について、貴組織の会員等に対する調査へのご協力依頼など、特段のご配慮をお願い申し上げます。

問い合わせ先：厚生労働省年金局

事業企画課調査室統計調査係

TEL : 03(5253)1111(内線 : 3585)



令和7年公的年金加入状況等調査の実施について

マンション・アパート等の管理員、管理会社、管理組合の皆様へ

このたび、厚生労働省では「令和7年公的年金加入状況等調査」を10月27日から11月14日までの間、実施いたします。

つきましては、調査を円滑に行うために、皆様が管理されている建物へ調査員が伺った際には建物内への立入り等について皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

※共同住宅世帯は全世帯の約44%を占めることから、皆様への特段のご協力をお願いしております。（出典：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）を加工して作成）

調査の目的

公的年金の加入状況を世帯員個々について調査し、公的年金加入状況と世帯の状況、就業状況、地域的特性との関連を把握するとともに、公的年金に関する周知度等を把握することにより、年金の事業運営及び今後の年金制度の検討のための基礎資料を得ることを目的とする。

調査の概要

〈調査の対象〉

本年6月に実施された2025（令和7）年国民生活基礎調査の後続調査であり、令和7年10月31日現在における全国の15歳以上の者を対象とし、2025（令和7）年国民生活基礎調査の調査区（5,530地区）から1,800地区を無作為に抽出し、その地区内の全世帯（約9万世帯）の15歳以上の世帯員を対象とします。

〈調査の実施期間〉

令和7年10月27日から11月14日まで ※3年に1度実施しています。

〈調査の方法〉

本調査では厚生労働省から日本年金機構に調査の事務の一部を委託しており、日本年金機構と契約した調査員が調査対象者に調査票を配布し、調査票に回答者が自ら記入し、調査員が回収する方法、または、回答者が自らオンライン調査システムにアクセスして回答する方法により調査を実施します。ただし、調査員が再三訪問してもご不在であった世帯や、調査対象者が強く希望された場合には、郵送により回収します。

なお、調査員が世帯を訪問する際には、日本年金機構が発行した調査員証を提示します。